

# 中山間地域等直接支払制度検討会（第3回）の概要

1. 日時：3月15日 14時～17時

2. 場所：農林水産省 第2特別会議室

## 3. 議事の要旨

### (1) 検討会における説明の要旨

#### ○ 対象者について

東北、九州は農業が盛んで比較的個人の農家が強く、近畿、東海、北陸では個人が弱い代わりに集落営農が盛んという構造になっている。また、中四国は集落機能そのものが弱体化しているところもあり、第3セクターの農地保全活動が活発。このように種々な担い手がある中で、地域の実状に応じ、対応していくことが有効ではないか。

#### ○ 単価について

傾斜度の緩急で経営規模や労働生産性が大きく異なっている。国と地方の負担割合については、国の補助率は国の関与と受益の程度に応じて決められており、また、EUの補助率は25%を基本とし、所得の低い地域については、例外的に高い補助率を適用している。

#### ○ 地方公共団体の役割について

土地利用に関する事務等は市町村が実施しており、それらとの関係からも市町村が実施することとしてはどうか。

### (2) 委員意見の概要

#### ○ 対象者

- ・ 目的は耕作放棄の防止というシンプルなものにし、その目的の達成のためには零細農家や高額所得者も排除すべきではないという意見があった。
- ・ 所有者ではなく、実際に耕作・管理している人を対象者とすべきという意見があった。
- ・ 水路・農道の管理については、非農家について対象にすべきという意

見と、支払いの根拠としては非農家を対象とするのはおかしいが、集落に支払って結果的に非農家に配分されるのはよいという意見があった。

## ○ 単価

- ・ 傾斜度に応じて不利性に差があり、 $1/100 \sim 1/20$  と  $1/20$  以上に分けて考えるのは、国民にわかりやすいという意見があった。
- ・ 支払額の上限については、第3セクターは公共性が強く個々の農業者と同一視すべき存在ではないことから、上限を設けるべきではないという意見があった。
- ・ 耕作放棄地率の高い地域は耕作放棄が耕作放棄を呼ぶという可能性が高いので、支払いの対象とすべきという意見があった。
- ・ 単価は傾斜毎の平均値だろうから、構造政策の観点から、その7～8割程度で見るべきという意見があった。
- ・ 構造改革に資する観点から、規模拡大農家に上乘せをする仕組みを考えてはどうかとの意見があった。

## ○ 地方公共団体の役割

- ・ 市町村が中心になって交付することについては、異論はなかった。
- ・ 専門委員からは、地方の財政事情が厳しいことから、全額国庫負担で行うべきという意見もあったが、地方公共団体が負担できるよう、国の補助残を地方交付税で措置すべきとの意見が多く出された。
- ・ 一方、本委員においては、全額国の負担となれば、制度の縛りがきつくなり地方の自主性が発揮できなくなる、また、現に直接支払類似の地方単独事業が実施されており、事業の性格として国直轄はおかしいとの意見があった。

## ○ 期間

- ・ 5年間実施してみて卒業させるか否か検討したらどうかとの意見があった。

また、市町村で次の段階のマスタープランを策定し、ステップアップできる地域だけ継続するとの方法も考えられるとの意見があった。